

**改正**

平成五年七月二日三重県条例第二〇号  
平成五年一〇月五日三重県条例第二四号  
平成一一年三月一九日三重県条例第八号  
平成一四年一二月二六日三重県条例第六八号  
平成一六年三月二三日三重県条例第二三号  
平成一八年六月三〇日三重県条例第六一号  
平成一九年一二月二六日三重県条例第七二号  
平成二四年三月二七日三重県条例第二八号  
平成二四年一〇月一九日三重県条例第五七号  
平成二七年一二月二五日三重県条例第七〇号  
平成三〇年三月二二日三重県条例第五六号

旅館業法施行条例をここに公布する。

旅館業法施行条例

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準)

**第一条** 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第八号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 外壁、屋根その他の施設の外観は、当該施設の設置場所における周囲の善良な風俗を害することのないよう意匠等が奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- 二 玄関帳場は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）が通過する場所に位置すること。
  - ロ 囲い等により宿泊者等の出入りを容易に見ることができない構造でないこと。
  - ハ 事務を執るのに適した広さを有し、かつ、宿泊者等と従事者が直接面接できる構造であること。
- 三 宿泊者等に直接面接することを要しないことを可能とする構造設備を設けないこと。
- 四 客室の間仕切は、壁又はこれに類するものを用いて区画すること。
- 五 客室には、他の客室を通らないで入室することのできる出入口を設けること。

- 六 宿泊者の貴重品を保管することのできる設備を設けること。
- 七 寝具は、収容定員に応じ十分な数量を備えること。
- 八 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 床面、内壁及び天井は、耐水性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。
  - ロ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
  - ハ 湯気を適切に排出できる構造であること。
- 九 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。
- 十 便所は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 流水式の手洗い設備を有すること。
  - ロ 防虫及び防臭の設備を有すること。
- 十一 前各号に定めるもののほか、別表第一に掲げる区域以外の地域及び同表に掲げる区域のうち別表第二に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。次条第十一号において同じ。）の周囲二百メートルの区域内においては、人の性的好奇心をそそるおそれのあるものとして規則で定める構造設備を設けないこと。

（簡易宿所営業の施設の構造設備基準）

**第二条** 令第一条第二項第七号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 外壁、屋根その他の施設の外観は、当該施設の設置場所における周囲の善良な風俗を害することのないよう意匠等が奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- 二 玄関帳場は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者等が通過する場所に位置すること。
  - ロ 囲い等により宿泊者等の出入りを容易に見ることができない構造でないこと。
  - ハ 事務を執るのに適した広さを有し、かつ、宿泊者等と従事者が直接面接できる構造であること。
- 三 宿泊者等に直接面接することを要しないことを可能とする構造設備を設けないこと。
- 四 客室の間仕切は、壁又はこれに類するものを用いて区画すること。
- 五 客室には、他の客室を通らないで入室することのできる出入口を設けること。
- 六 客室には、かぎのかけることのできる個人別の戸棚を適当数設けること。
- 七 寝具は、収容定員に応じ十分な数量を備えること。
- 八 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 床面、内壁及び天井は、耐水性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。
- ロ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
- ハ 湯気を適切に排出できる構造であること。
- 九 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。
- 十 便所は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 流水式の手洗い設備を有すること。
  - ロ 防虫及び防臭の設備を有すること。
- 十一 前各号に定めるもののほか、別表第一に掲げる区域以外の地域及び同表に掲げる区域のうち別表第二に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、人の性的好奇心をそそるおそれのあるものとして規則で定める構造設備を設けないこと。

(下宿営業の施設の構造設備基準)

**第三条** 令第一条第三項第五号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の間仕切は、壁又はこれに類するものを用いて区画すること。
- 二 客室には、他の客室を通らないで入室することのできる出入口を設けること。
- 三 宿泊者の貴重品を保管することのできる設備を設けること。
- 四 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。
- 五 寝具は、収容定員に応じ十分な数量を備えること。ただし、宿泊者所有のものを使用するときは、この限りでない。
- 六 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 床面、内壁及び天井は、耐水性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。
  - ロ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
  - ハ 湯気を適切に排出できる構造であること。
- 七 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。
- 八 便所は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 流水式の手洗い設備を有すること。
  - ロ 防虫及び防臭の設備を有すること。

(社会教育に関する施設等)

**第四条** 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号（法

第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第四号に規定する青年の家及び同法第二十一条に規定する公民館
- 二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校（専門課程のみを置くものを除く。）及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校
- 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条に規定する児童相談所
- 六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十四条に規定する視聴覚障害者情報提供施設
- 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設
- 八 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する婦人相談所並びに同法第三十六条及び第三十九条に規定する婦人保護施設
- 九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校及び同項第五号に規定する障害者職業能力開発校
- 十 削除
- 十一 国又は地方公共団体が設置する体育施設
- 十二 前各号に掲げる施設のほか、青少年の教育又は福祉に関する施設その他の施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で知事が公示したもの（意見の聴取）

**第五条** 法第三条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。

- 一 国が設置する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 国又は地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは当該施設の長  
(衛生に必要な措置の基準)

**第六条** 法第四条第二項の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設の周囲は、常に清潔を保持すること。
- 二 旅館業の施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔を保持すること。
- 三 旅館業の施設は、適当な採光及び照明の設備を有し、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
  - ロ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすこと。
- 四 布団、枕及び毛布は、原則として、敷布若しくはシーツ又はカバーで適切に覆うこと。
- 五 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等は、宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 六 寝具類は、適切に洗濯及び管理を行うこと。
- 七 宿泊者等が共用する浴室の浴槽の湯は、常に満ちているようにし、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。
- 八 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。
- 九 ごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な箇所に備えること。  
(宿泊を拒否することができる事由)

**第七条** 法第五条第三号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者が他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者が明らかに支払能力がないと認められるとき。  
(委任)

**第八条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条中法第三条の第二第二項及び第三条の三第三項に係る部分は、同年六月二十四日から施行する。

(旅館業法施行条例の廃止)

- 2 旅館業法施行条例（昭和三十二年三重県条例第五十六号）は、廃止する。

附 則（平成五年七月二日三重県条例第二十号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成五年十月五日三重県条例第二十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年十二月二十六日三重県条例第六十八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十六年三月二十三日三重県条例第二十三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十八年六月三十日三重県条例第六十一号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第五条第五号及び第六号の改正規定並びに別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十九年十二月二十六日三重県条例第七十二号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二十四年三月二十七日三重県条例第二十八号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十七年十二月二十五日三重県条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三十年三月二十二日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

#### 別表第一（第一条、第二条関係）

一 桑名市駅元町、参宮通（国道一号の西側で市道駅元町一号線の南側の区域に限る。）、有楽町、桑栄町（市道桑名駅前線の西側の区域を除く。）、大字桑名字十二番、寿町一丁目及び寿町二丁目（市道桑名駅前線の西側の区域を除く。）の区域

二 四日市市西新地（市道西新地久保田線の北側及び東側の区域を除く。）及び諏訪栄町の区

域

三 津市大門（市道東丸之内相生町線の東側の区域、市道大門第四号線の南側及び西側の区域並びに市道東丸之内北町線の西側の区域のうち市道中央大門線の南側の区域を除く。）の区域

四 松阪市愛宕町四丁目、愛宕町（市道塚本春日線の北側及び東側の区域を除く。）、愛宕町三丁目、愛宕町一丁目（市道乙四号線の南側及び西側の区域並びに国道四十二号の西側の区域を除く。）及び愛宕町二丁目（市道乙四号線の南側の区域を除く。）の区域

五 伊勢市大世古二丁目（市道八日市場高向線の西側の区域を除く。）及び一之木二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線の北側の区域を除く。）の区域

六 度会郡度会町（県道伊勢南島線の両側千メートル以内の区域、県道伊勢大宮線の北側の区域、同県道の南側千メートル以内の区域並びに県道度会南勢線及び町道注連指線の両側五百メートル以内の区域を除く。）の区域

七 熊野市の区域のうち、紀和町赤木、紀和町板屋、紀和町大栗須、紀和町大河内、紀和町木津呂、紀和町花井、紀和町小川口、紀和町小栗須、紀和町小船、紀和町小森、紀和町長尾、紀和町平谷、紀和町丸山、紀和町矢ノ川、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、紀和町楊枝川及び紀和町和気の区域（吉野熊野国立公園の区域、一般国道三百十一号両側千メートル以内の区域及び県道熊野矢ノ川線の両側五百メートル以内の区域を除く。）

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年一月一日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

#### 別表第二（第一条、第二条関係）

一 一団地の官公庁施設（官公庁施設の建築等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）

二 学校（学校教育法第一条に規定するものをいう。）

三 図書館（図書館法第二条第一項に規定するものをいう。）

四 児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。）